

[1] 観光振興

観光は 21 世紀のリーディング産業

問題点

「観光」は、旅行業や宿泊業、航空を含む運輸関連産業だけでなく、飲食業、土産品業など多くの業種から成る裾野の広い産業であり、大きな経済波及効果を持つ分野といわれています。

また、業種の多くが各地方に根ざす労働集約型産業であることから、雇用拡大による地域の活性化にもつながると期待されています。

政府によれば、2003 年度における旅行消費による経済効果は 23.8 兆円、これによる経済波及効果は 53.9 兆円（国内生産額 958.9 兆円の 5.6%）に上り、雇用創出効果は 442 万人（就業者数 6,514 万人の 6.8%）と推計されています。

このように観光は、社会へのさまざまな波及が期待される産業であり、21 世紀のリーディング産業の可能性を秘めているといえるでしょう。

航空連合では、そうした点を踏まえ、訪日外国人旅行者の誘致促進と日本人の旅行機会拡充という観点から、我が国の観光産業の育成に必要な産業基盤の整備と内外の需要拡大のための環境整備を訴えてきました。

このような中、政府も、景気回復の起爆剤として観光の経済効果に着目し、「観光立国」と銘打って、対策に力を入れています。特に取り組みを強化しているのが、外国人の訪日需要を喚起する施策です。

日本は訪れる外国人数が世界で 33 位であり、またアジア地域内で比較しても 5 位から 7 位に転落するなど、国際観光の分野では後進国だと指摘されています。こうした点を踏まえ、「2010 年までに外国人旅行者数を 1,000 万人に倍増する」ことを政策目標とした訪日促進キャンペーン（ビジット・ジャパン・キャンペーン（VJC））などの施策が実施さ

「観光立国」の実現に向けて、訪日外国人旅行者の倍増など、政府行動計画の着実な前進を

れています。

2003 年 7 月には、関係省庁を横断する「観光立国行動計画」が策定され、首相をはじめとする関係閣僚会議のもと、各省庁の局長級会議が設置され、関係省庁が一体となって観光振興に取り組んでいます。また、これに関連して、歴代内閣として初めて観光立国担当大臣（国交相）が任命されるとともに、国交省に局長級の観光審議官が新設され、体制は整備されてきています。

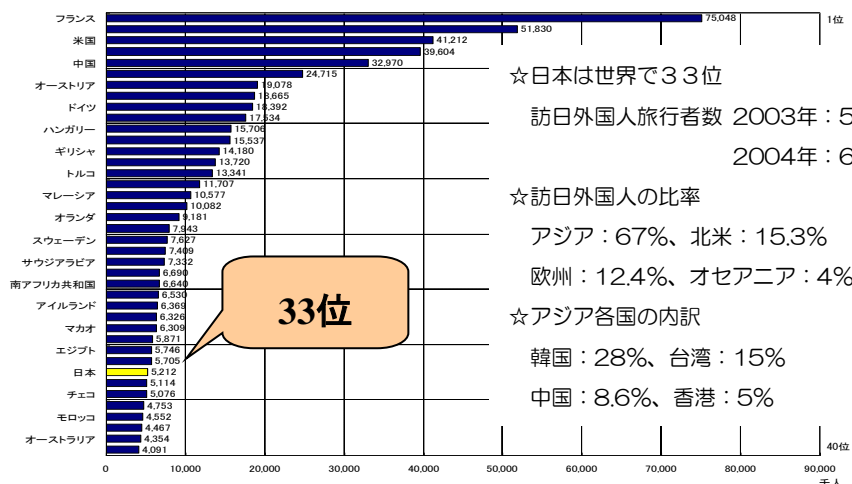
VJC 初年度である 2003 年度の訪日外客数は約 534 万人で、前年度の 531 万人に比べ +0.5% ですが、2004 年度には 614 万人、前年度比で +15.6% となっており、VJC の取り組みに一定の成果が現れつつあると見ることも出来ます。一方、今年 9 月には香港ディズニーランドがオープンし、また 2008 年には北京オリンピックが開催されるなど、近隣アジアで集客力のあるイベントが控え、旅行者を安定的に日本に迎え、目標を達成する為には、信頼性の高い観光統計のもと詳細な分析を行い、きめ細やかな取り組みが求められます。

VJC の対象国については、当初の 5 カ国（中、米、韓、台、香）に加え、2004 年度より 3 カ国（英、独、仏）増え、予算も国土交通省の観光関係予算のほぼ半分にあたる 32 億円に増額されましたが、訪日促進地域の選択と集中という本来の目的からすると、疑問が残ります。そもそも、現在の政府の施策は誘致・宣伝活動に偏向していないでしょうか。訪日外国人旅行者倍増を本気で実現させようと思うなら、リピーターの醸成が不可欠であり、その取り組みに力を注ぐべきです。

また、VJC そのものの国民の認知度がまだ低いことも課題として挙げられます。

この他、外国人旅行者の出入国手続きの円滑化について、査証手続きなど一部で整備されつつあるものの、空港での出入管に時間がかかっているという問題や、外国人旅行者の詳細な動向の把握と分析に必要な観光統計の信頼性が低いなど、課題もいくつかあります。

外国人訪問者数の国別順位 (2003年)



旅行環境の整備など、リピーター醸成のための施策の強化を

訪日観光促進に向け、よりきめ細やかな取り組みを

訪日外国人旅行者倍増に向けリピーターを醸成させていくためには、快適な訪日観光のための環境整備により重点をおくべきと考えます。特に訪日外国人旅行者からよく指摘される「言葉が通じない不便さ」への対応が、これまで以上に求められます。

具体的には、外国人対応が可能な観光案内所の増設や交通機関、宿泊施設、観光地、飲食店など訪日外国人の対面施設における他国語表記の増設、英語対応係員の養成などに取り組むべきと考えます。

また、民間には、リピーターの醸成など観光立国実現に不可欠なノウハウが蓄積されています。交通運輸、旅行など我が国の観光産業は、これまでインバウンド分野の事業化に比較的消極的でしたが、徐々に訪日外国人旅行者を対象としたビジネスに乗り出している事業者も増えており、民間のノウハウの活用も検討が求められます。

各国へのプロモーションのあり方については、より効果的に、より多くの地域に観光してもらうためには、各自治体が独自に行なう誘致活動に加え、東京や大阪、京都といった外国人に人気も知名度もある都市とセットにしてプロモーションしていくことも必要です。飛行機の利用促進という観点でいうと、既存の国内線ネットワークを活用し、拠点空港と地方空港の役割分担を明確にした上で、点と点を結んだ旅行商品を造成し、そのプロモーションを行なうべきです。

また、市民参加型のスポーツイベントをはじめ、長期的、安定的に集客の見込みのあるイベントや地方に点在する祭りを集約、計画的に実施し、プロモーションすることも重要です。

VJC の国内での認知度が低いことも課題として挙げられます。「観光立国行動計画」の中に「一地域一観光」国民運動として、国民に自分が住んでいるところの魅力発見、自己点検を促す施策を実施するとありますが、その推進の為に、これまで以上に国民へのアピールを強め

る必要があります。

また、計画の内容そのものについても、例えば、出入管の現場で問題となっている恒常的な係員不足等が盛り込まれていなかったり、一部のテーマでは具体的な達成年度が示されていない等の点で更なる充実が求められます。

観光地の環境整備

日本は観光資源の豊かな国であり、四季折々の風情、地方の文化、豊かな食材等、世界に十分アピールできるものを持っており、こうした特色を生かした観光地の環境整備にもより一層取り組むべきです。この場合、地方自治体や民間の活力を活かした案内センターづくりが重要となります。

政府においても、街並みや暮らしぶり、地域交流などの広がりを持ち、旅行者にとって魅力ある地域づくりを推進するため、2003年度から「観光交流空間づくりモデル事業」を実施しました。このような魅力ある観光地づくりと、誰もが観光資源を容易に訪れ、楽しむことのできるような環境整備を早急に進めていく必要があります。

国内旅行費用の低廉化

国内旅行費用の低廉化も重要な施策です。そのためには、ウェルカムカード（各施設で割引などの優遇措置を受けられるカード）や交通機関の割引運賃のさらなる拡充、外国人旅行者のための低廉な宿泊施設の提供整備などが有効であり、これらの普及促進策の強化が必要です。

外国人旅行者の 出入国手続きの円滑化

中国からの団体観光旅行について、査証発給対象地域が中国全土に拡大され、また、韓国についても短期滞在型査証免除措置を万博以降も継続する動きもあるなど、査証手続きの簡略化が進んでいますが、今後も「査証相互免除取極」の対象国拡大、APEC ビジネストラベルカードのようなビザ発給手続きの省略化・簡

素化や迅速化などの効率化を実施し、利便性向上を図ることが望めます。

一方で、外国人旅行者の出入国は相変わらず混雑が続いています。対応策として係員を増員する他、台湾や韓国を対象に実施が予定されているプレクリアランスについても、各国の訪日状況を見ながら拡大していくなど、手続きにかかる負担をできる限り軽減することが求められます。

観光統計の整備と 倍増目標の位置づけ

外国人旅行者にスポットをあてた訪日外客統計は、現状のスキームでは観光目的の入国者数が正確に把握できないため、公式統計の他にJNTOの推計値が利用されています。但し、両統計は旅行者に誤差が生じており、国策のベースとなる重要な統計であることを考えると、改善が求められます。

さらに、政府の倍増目標数値は、訪日外国人旅行者だけでなく、商用入国者も含まれた「訪日外客」の数値が使用されています。統計上の問題はあっても、観光政策本来の目的や主旨を考えると、日本の文化や自然に触れる機会も多く、より消費活動の活発な観光旅行の誘致に力を注ぐべきであり、その動向を把握し、分析した上で効果的な施策を展開する必要からも、観光統計のあり方に工夫が求められます。

そのような中、国交省は2005年8月に「わが国の観光統計の整備に関する調査報告書」をとりまとめ、これまでの観光統計が観光政策の立案や検証に十分に活用されていない現状を踏まえ、地域間の比較、経済効果・景気動向の把握、観光統計の体系化を目的に観光統計を整備していくとしています。その中には外国人旅行者に関する統計の整備もふくまれているものの、目的別の外国人旅行者の動向の把握に関する視点が不十分であり、早急に取り組むことが求められます。

提

言

旅行を楽しむための休暇制度は不十分

問題点

「観光」は、21世紀のリーディング産業として、我が国経済への波及効果や地域活性化といった点が期待されていますが、旅行者の側にとっても、「ゆとりある生活」を実感できる人気の高い余暇活動です。

(財)社会経済生産性本部の「国民の余暇活動の潜在需要調査」によると、第1位が「海外旅行」、第2位が「国内観光旅行」となっており、多様な余暇活動の中で観光に対する潜在需要が依然として高いことがうかがえます。

航空連合でもそうした点を踏まえつつ、観光振興のため邦人の旅行機会拡充のための環境整備を求め、取り組んできました。

では、最近の国民の旅行動向の実態はどうでしょうか。

「2004年度観光の状況に関する年次報告」によれば、同年の邦人海外旅行者数は約1,683万人で、ここ数年外部要因により増減があるものの、数年前ほどの高い伸びはありません。

また、邦人国内宿泊観光旅行回数は国民一人当たり1.28回(前年比8.0%減)、宿泊観光旅行は国民一人当たり1.92泊(前

旅行機会の拡充を図り、ゆとりある生活を実感するために、休暇制度の見直しが必要です。

年比4.0%減)となっており、減少傾向が続いています。

一方、家計調査によれば、2004年の1世帯当たりの旅行関連消費支出(国内外の区別なし)は13万2,815円で、家計消費支出全体に占める割合は上昇に転じています。

直近の「国民生活に関する世論調査」において、今後の生活で特に重点を置きたい分野としては、「レジャー・余暇生活」を選んだ人が33.8%と最も高く、観光に対する潜在需要は高いにも関わらず、旅行機会は減少しています。これは、休暇の短さや時期の集中といったわが国の休暇制度に関する構造的な問題が原因であり、結果として、まとまった日数の旅行に思うように出かけられないといった不具合や、旅行地における集中と混雑等の弊害を引き起こしていると指摘されています。

例えば年次有給休暇を見ても、2004年の日本の取得日数は8.5日で、個人の取得率は47.1%となっており、前年から更に低下、また他の先進国と比べても低水準にとどまっており、制度が十分に活用されているとはいえない状況です。

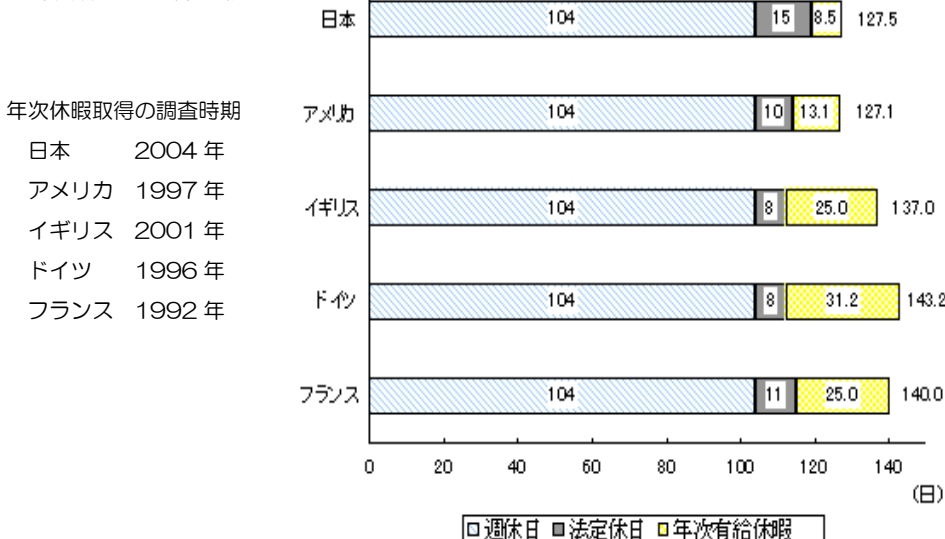
他にも、日本の勤め人の休暇は「連続性」がないこと、業種・企業規模による「格差」があること、さらに休暇が益・暮・ゴールデンウィークなどに極端に集中するなどの問題があります。これに対して、欧米では休暇の価値について社会全体で理解が進んでいます。ドイツでは年度始めに各人の年間の休暇スケジュールが職場単位で決定しており、早めに計画を立てて旅行などを安く手配するなどの感覚が国民に浸透しています。

また、学校の「夏」「冬」「春」休みが休暇時期の集中に拍車をかけているという指摘もあります。これに対して、フランスでは国内を3つのゾーンに分けて、とくに春休みと冬休みの時期に、1週間ずつ開始日をずらすといった措置が取られています。

我が国でも、政府による休暇制度の見直しの検討が始まっています。国土交通省と文部科学省は、業界団体、学識者とともに「長期家族旅行国民推進会議」を立ち上げ、2004年6月に提言をまとめました。提言は、「『家族仕様』の旅文化を拓く」と題して、有給休暇の取得促進、学校休業の多様化と柔軟化、休暇時期の分散化などを提起しています。

「ゆとりある生活」は、観光やレクリエーション活動の促進にとどまらず、経済的にも地域振興や余暇関連支出の増大に寄与します。加えて、私たち一人ひとりが見聞を広めさまざまな体験をすることで、創造性豊かな社会を実現することにも繋がります。

<年間休日の国際比較>



資料：「就労条件総合調査」(厚生労働省)、EU及び各国資料より、厚生労働省労働基準局賃金時間課推計

余暇の増大や連休化の推進により、旅行機会の拡大を図る。

年次有給休暇の取得促進

年次有給休暇については、2003年に政府の専門委員会が経済再生政策のひとつとして、その完全取得を柱とする長期休暇実現のための調査結果を発表しました。調査結果では、総合的な法制度（バカンス基本法）の制定も示唆されています。休暇について国際的な水準を決めた条約（ILO132号）がありますが、日本はまだ批准していません。年次有給休暇と組み合わせた長期休暇を取りやすくするためには、法制化も含めた環境整備が必要と考えます。

月、9月の第3月曜日になりましたが、さらに連休化を進めることが求められます。

また、9月20日の空の日を祝日化し、その時期にある敬老の日と秋分の日とあわせ連休を取りやすいようにすることを提唱します。

学校休業の多様化・柔軟化

また、政府委員会は長期休暇取得の観点から学校の「秋休み」の創設を提言しています。民間も、日本ツーリズム産業団体連合会（TIJ）が、政府のバックアッ

<ILO132号条約の主な内容と批准国例>

ILO132号条約の内容

- (1) 休暇の長さは1年につき最低3労働週
- (2) 疾病、公休、慣習上の休日は有給休暇に含めてはならない
- (3) 最低2労働週の連続休暇の付与
- (4) 取得時期は労働者代表と協議して決定
- (5) 年休取得の権利放棄や休暇を廃止する協定は無効
- (6) 適切な監督や措置により、規制・規定の適正な適用・実施を確保

批准国例

ボスニアヘルツェゴビナ、ブラジル、ブルキナファソ、カメルーン、クロアチア、チェコ、フィンランド、ドイツ、ギニア、ハンガリー、イラク、アイルランド、イタリア、ケニア、ラトビア、ルクセンブルク、マダカスカル、マルタ、モルドバ、ノルウェー、ポルトガル、ルワンダ、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、マケドニア（旧ユーゴ）、ウルグアイ、イエメン、ユーゴスラビア

（合計30カ国）

そのためには、企業、働く者自身も制度や意識、働き方を見直す必要があり、真の「ゆとり、豊かさ」実現のために経営者・労働者・政府が一体となって推進していくことが重要です。

ハッピーマンデー化の促進

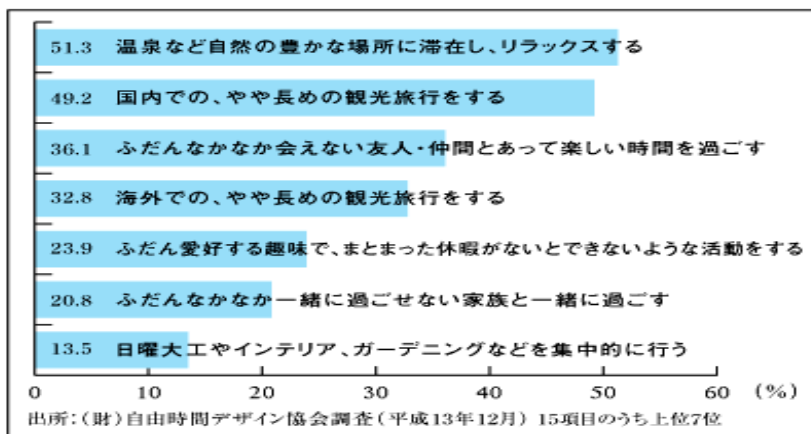
旅行動向は、余暇時間の長さだけでなく、休日構成にも大きく影響を受けています。

祝日法改正により、2000年から成人の日と体育の日がそれぞれ1月、10月の第2月曜日になりましたが、初の「成人の日3連休」では、国内旅行が54%、海外旅行が15%、それぞれ増加したとの報告もありました。

その後祝日法が再度改正され、2003年からは海の日と敬老の日もそれぞれ7

月、9月の第3月曜日になりましたが、さらに連休化を進めることが求められます。また、9月20日の空の日を祝日化し、その時期にある敬老の日と秋分の日とあわせ連休を取りやすいようにすることを提唱します。

<2週間連続休暇の過ごし方の希望>



提

言

加えて、子ども自身の「ゆとり、豊かさ」のために、親とともに家族旅行や社会見学ができる「子ども有給休暇制度」を創設することも、重要な教育政策・観光政策です。

前述の政府委員会でも、家族で楽しめる休暇として「子どもの遊休」を提言しています。休暇時期の分散化が進めば、家族旅行の増加にもつながります。連休化の推進は、財源の要らない経済対策として景気回復にも大いに貢献することになるでしょう。

長期休暇をとりやすくするための制度や環境の整備

こうした施策により増加する連休を旅行などに活用するためには、各種支援、補助制度の拡充、総合保養地域・施設の整備、観光機運の醸成などの施策についても、民間と行政とが一体となって進めていくべきと考えます。